

提出された区民意見と反映状況の一覧

提出された区民意見と反映状況の一覧

区民意見聴取実施期間

令和元年8月1日～令和元年8月31日

項番	事務名	提出された区民意見(質問)内容	提出日	提出方法	意見の取扱い及び反映内容 (下線部は取扱いの方針)	評価書への 反映	評価書 反映ページ	備考
1 (意見)	住基	1)意見募集にあたっては、どこをどのような理由で変更するのか、わかりやすく説明してください。 今回の特定個人情報保護評価は、「中央電子計算組織及び中央電子計算組織と連携して運用する小型電子計算組織を、新たなシステムに入れ替える(「システム再構築」)ため、システム再構築に関する個人番号利用事務において特定個人情報保護評価を実施する」と説明されていますが、従来の評価書とどこが変更されるのか、見てもわかりません。「(別添3)変更箇所」と評価書案の目次にあります、サイト掲載の評価書案では別添3はありません。 わかりやすく変更点を示して、意見募集してください。	8月31日	メール	<u>意見を受けて、区民意見聴取結果公表時に以下のとおり回答し、評価書の記載内容を修正する。</u> システム再構築により、新たなシステムは令和3年1月から運用が開始されます。この運用に合わせて、評価書(案)については、旧来のものからの変更ではなく、新規抜いで作成しています。このため、別添の変更箇所については、掲載していません。 ご意見を受けまして、以上の経緯が分かるような記載を表紙の特記事項に追記させていただきます。また、現行評価書と比較しての主な変更点は、「オープン系システムのパッケージソフトを導入・使用すること」、「特定個人情報ファイルの委託範囲が変更になること」、「外部データセンター等を活用したシステム運用を行うこと」等になります。	する	表紙 (特記事項)	
2 (意見)	住基	2)マイナンバー提供拒否の場合に情報連携を行わない仕組みを説明してください。 「5. 特定個人情報の提供・移転」で、多くの機関に情報提供ネットワークシステムにより提供するとなっています。 内閣府と総務省は2017年11月8日の「情報連携の本格運用開始に関するQ&A」で、マイナンバーの提供を明示的に拒否した者は情報連携を行わないことを通知していますが、評価書案では提供を拒否した区民について、どのように情報提供を行わない仕組みにしているかわかりません。 不適切な提供をどのように防止しているか、明らかにしてください。	8月31日	メール	<u>意見ではあるが、評価書の記載内容を修正するには及ばないため、区民意見聴取結果公表時に下記の回答の記載を行う。</u> 内閣府と総務省が示した2017年11月8日の「情報連携の本格運用開始に関するQ&A」では、「申請者がマイナンバーの提供を明示的に拒否する場合は、情報連携を行わず、申請者に添付書類の提出を求めることが適切です。」とあります。ここでいう「情報連携」とは、添付書類を省略するための「情報照会」であり、個別案件ごとの対応です。本人からの申出等により、「情報提供」を行わない仕組みではありません。	しない	-	
3 (意見)	住基	3)提供先について 番号法19条14号では、各議院、訴訟手続その他、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税の犯則事件の調査、会計検査院の検査、その他政令で定める公益上の必要があるときに特定個人情報の提供が認められていますが、評価書にはこれらの記載がありません。 これらの提供がどのようになっているのか、区民に分かるようにしてください。	8月31日	メール	<u>意見ではあるが、評価書の記載内容を修正するには及ばないため、区民意見聴取結果公表時に下記の回答の記載を行う。</u> 提供先については、記録情報を当該行政機関以外に経常的に提供する場合には、その提供先を記載することとされており、ご指摘の提供先については、これに当たりませんので、掲載していません。	しない	-	

提出された区民意見と反映状況の一覧

項番	事務名	提出された区民意見(質問)内容	提出日	提出方法	意見の取扱い及び反映内容 (下線部は取扱いの方針)	評価書への 反映	評価書 反映ページ	備考
4 (意見)	住基	<p>4)中間サーバーの自動応答不可フラグについて</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5不正な提供が行われるリスクで、「特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。」と記載されています。</p> <p>DV・ストーカー・児童虐待等の被害者の情報を対象としていると思われませんが、各地で被害者の居所や居住している自治体名が加害者側にわたる事件が起きています。被害者に対して、この情報提供ネットワークシステムにより他機関に情報が伝わるリスクや、それに対する自動応答不可フラグの設定ができることは、どのように周知されているのでしょうか。</p> <p>また番号法22条では、情報提供者である杉並区は情報提供ネットワークシステムでの提供を求められた場合、情報照会者に対し当該特定個人情報を提供しなければならないとされています。情報提供者の自治体に提供の可否を判断する権限はなく、自動応答不可フラグを設定していても、送信内容を確認できるだけで、照会を受けると法律の規定では結局は提供せざるを得ません。</p> <p>これではセンシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクを防止することはできないと思いますが、どのような対策をされているのでしょうか。</p>	8月31日	メール	<p>平成26年度に実施した意見提出手続きにおいて、結果報告書として公表した区の考え方を踏襲し、評価書の修正は行わない。そのため、区民意見聴取結果公表時に下記の回答の記載を行う。</p> <p>住民票等の発行制限申出者に対しては、自動応答不可フラグを必ず設定し、そのことに関する説明を行っております。また、自動応答不可フラグの運用については、総務省から通知されている手順に従って運用しております。</p>	しない	-	
1 (意見)	税	<p>1)意見募集にあたっては、どこをどのような理由で変更するのか、わかりやすく説明してください。</p> <p>今回の特定個人情報保護評価は、「中央電子計算組織及び中央電子計算組織と連携して運用する小型電子計算組織を、新たなシステムに入れ替える(「システム再構築」)ため、システム再構築に関する個人番号利用事務においてを実施する」ものだと説明されています。しかし「(別添3)変更箇所」(97頁)には記載がなく、従来の評価書とどこが変更されるのか、見てもわかりません。</p> <p>わかりやすく変更点を示して、意見募集してください。</p>	8月31日	メール	<p>意見を受けて、区民意見聴取結果公表時に以下のとおり回答し、評価書の記載内容を修正する。</p> <p>システム再構築により、新たなシステムは令和3年1月から運用が開始されます。この運用に合わせて、評価書(案)については、旧来のものからの変更ではなく、新規抜いで作成しています。このため、別添の変更箇所については、掲載しておりません。</p> <p>ご意見を受けまして、以上の経緯が分かるような記載を表紙の特記事項に追記させていただきます。また、現行評価書と比較しての主な変更点は、「オープン系システムのパッケージソフトを導入・使用すること」、「特定個人情報ファイルの委託範囲が変更になること」、「外部データセンター等を活用したシステム運用を行うこと」等になります。</p>	する	表紙 (特記事項)	
2 (意見)	税	<p>2)再委託について</p> <p>昨年2018年3月の日本年金機構の無許諾再委託の発覚につづいて、昨年暮れから今年1月には国税庁や市町村の税務事務で違法な再委託が行われて、200万人分を超える大量のマイナンバーの付いた税個人情報、行政機関の知らないところで外部業者に再委託され提供されたことが報じられました。個人情報保護委員会は昨年11月に「委託元の許諾を得ることなく再委託をしていることが判明した場合には、特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応として、当委員会に報告すること」と通知し、これを漏えい事案等と見なしています。</p> <p>年金機構では無許諾再委託の発覚後、理事長が国会の集中審議で「特定個人情報のように極めて重要な個人情報を取り扱う状況の中で、果たしてマイナンバーを取り扱う業務について完全に外部委託をしてもいいかどうかについては慎重な検討を要する」と発言しました(平成30年3月29日 参議院厚生労働委員会)。その後調査委員会報告を受けて、今後は再委託は機構が用意した場所で再委託業者が作業する「インハウス型委託」にするなどの対策をとっています。</p> <p>杉並区の特別区民税・都民税に関する事務では、再委託を行うとされ、再委託に関するリスクについては再委託に関する承認申請書を交わし委託と同様の措置を義務付けるとともに、再委託先の特定個人情報の取扱いの監督を行っているかどうかを区で監督すると記載して、リスク対策は「十分に行っている」となっています(86頁)。しかし同様に評価書に記載していた他の自治体で、違法再委託が現実起こっています。</p> <p>税の個人情報は、秘匿性が高い情報です。どのような監督を行っているのが具体的に明にするとともに、「インハウス型委託」に限るなど対策を検討してください。</p>	8月31日	メール	<p>意見ではあるが、評価書の記載内容を修正するには及ばないため、区民意見聴取結果公表時に下記の回答の記載を行う。</p> <p>原則として再委託は行っておりませんが、運用・保守業務等において、専門的な技術が必要とされ、かつ作業過程において特定個人情報を取扱う可能性がある部分については限定的に再委託の対象としております。その際の作業場所は、原則として庁内または本委託先と同一となるため、区による特定個人情報の取扱いの監督は適切に実施されると考えております。</p>	しない	-	

提出された区民意見と反映状況の一覧

項番	事務名	提出された区民意見(質問)内容	提出日	提出方法	意見の取扱い及び反映内容 (下線部は取扱いの方針)	評価書への 反映	評価書 反映ページ	備考
3 (意見)	税	3)地方税関係情報提供の本人同意の仕組みについて 情報提供ネットワークシステムによる提供事務のなかで、地方税関係情報については地方税法の規定により提供の際に本人同意が必要な事務が、告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示)されています。 しかし評価書案には、この本人同意の手続きや事務についての記載が見当たりません。本人同意が必要な事務で同意をとらずに提供することは不正な提供であり、地方税法の守秘義務違反になります。 本人同意の有無をどのように確認しているのか、また同意しないことを表明した場合、その対象者や対象事務の情報提供をどのように管理し提供しない仕組みにしているのか、明らかにしてください。	8月31日	メール	<u>意見ではあるが、評価書の記載内容を修正するには及ばないため、区民意見聴取結果公表時に下記の回答の記載を行う。</u> 内閣府・総務省告示第一号において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号の規定により特定個人情報を提供する場合に本人の同意が必要な場合については、当該情報照会者が、当該情報提供者に代わって当該情報の提供に係る本人の同意を得るものとされており、従いまして、情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会が行われる時点では、情報照会者において情報提供者が当該情報を提供することについて同意を得ているものと考えています。	しない	—	
1 (意見)	国保	1)意見募集にあたっては、どこをどのような理由で変更するのか、わかりやすく説明してください。 今回の特定個人情報保護評価は、「中央電子計算組織及び中央電子計算組織と連携して運用する小型電子計算組織を、新たなシステムに入れ替える(「システム再構築」)ため、システム再構築に関する個人番号利用事務において特定個人情報保護評価を実施する」と説明されていますが、従来の評価書とどこが変更されるのか、見てもわかりません。「(別添3)変更箇所」と評価書案の目次にあります、サイト掲載の評価書案では別添3はありません。 わかりやすく変更点を示して、意見募集してください。	8月31日	メール	<u>意見を受けて、区民意見聴取結果公表時に以下のとおり回答し、評価書の記載内容を修正する。</u> システム再構築により、新たなシステムは令和3年1月から運用が開始されます。この運用に合わせて、評価書(案)については、旧来のものからの変更ではなく、新規抜いで作成しています。このため、別添の変更箇所については、掲載しておりません。 ご意見を受けまして、以上の経緯が分かるような記載を表紙の特記事項に追記させていただきます。また、現行評価書と比較しての主な変更点は、「オープン系システムのパッケージソフトを導入・使用すること」、「特定個人情報ファイルの委託範囲が変更になること」、「外部データセンター等を活用したシステム運用を行うこと」等になります。	する	表紙 (特記事項)	
2 (意見)	国保	2)4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由について マイナンバーを使い事務を行う必要性として「国や他自治体等と情報を連携することで、被保険者や区が各種証明書等を取得するために要している手間や手続きを省略し、被保険者の利便性の向上を図る必要がある。」、またメリットとして「個人番号を利用して他自治体等と情報連携することにより、事務の効率化及び被保険者の利便性の向上につながるが見込まれる。」と記載されています(13頁)。 しかし国民健康保険加入の手続きについての杉並区のサイトには、「マイナンバー(個人番号)による情報連携(情報照会)は、即時に行えない場合がありますので、必ず下記の届出に必要なものをお持ちください。連携(照会)対象となる情報を情報連携先が登録するまでには一定の時間を要します。」と注記されています。 多くの市区町村でも、同様に情報連携では事務に時間がかかるので届出書類を引き続き持参するよう案内しています。 2017年11月に情報連携が開始され1年半が経過してもこの状況であることをふまれば、国民健康保険事務において「各種証明書等を取得するために要している手間や手続きを省略し」「事務の効率化」「被保険者の利便性の向上」などの記載は、事実と反していますので、訂正すべきです。	8月31日	メール	<u>意見ではあるが、評価書の記載内容を修正するには及ばないため、区民意見聴取結果公表時に下記の回答の記載を行う。</u> 国民健康保険法による被保険者に関する申請については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」の別表第一の30の項で定められ、情報連携を行うことにより得られる情報から、添付書類を省略することが認められています。 しかし、国民健康保険加入の手続きにあたっては、被保険者となるべき者の旧勤務先や属していた健康保険組合等からの情報連携が遅れる場合があり、必ずしも即座に必要な情報を得られない可能性があることから、区のサイトに注記をしております。 区からの情報については、迅速な連携を行える環境を整備しておりますので、「事実と反するのではないか」というご心配はないと考えております。	しない	—	

提出された区民意見と反映状況の一覧

項番	事務名	提出された区民意見(質問)内容	提出日	提出方法	意見の取扱い及び反映内容 (下線部は取扱いの方針)	評価書への 反映	評価書 反映ページ	備考
1 (意見)	年金	<p>1)意見募集にあたっては、どこをどのような理由で変更するのか、わかりやすく説明してください。</p> <p>今回の特定個人情報保護評価は、「中央電子計算組織及び中央電子計算組織と連携して運用する小型電子計算組織を、新たなシステムに入れ替える(「システム再構築」)ため、システム再構築に関する個人番号利用事務において特定個人情報保護評価を実施する」と説明されていますが、従来の評価書とどこが変更されるのか、見てもわかりません。「(別添2)変更箇所」と評価書案の目次にあります、サイト掲載の評価書案では別添2はありません。わかりやすく変更点を示して、意見募集してください。</p>	8月31日	メール	<p><u>意見を受けて、区民意見聴取結果公表時に以下のとおり回答し、評価書の記載内容を修正する。</u></p> <p>システム再構築により、新たなシステムは令和3年1月から運用が開始されます。この運用に合わせて、評価書(案)については、旧来のものからの変更ではなく、新規扱いで作成しています。このため、別添の変更箇所については、掲載しておりません。 ご意見を受けまして、以上の経緯が分かるような記載を表紙の特記事項に追記させていただきます。また、現行評価書と比較しての主な変更点は、「オープン系システムのパッケージソフトを導入・使用すること」、「特定個人情報ファイルの委託範囲が変更になること」、「外部データセンター等を活用したシステム運用を行うこと」等になります。</p>	する	表紙 (特記事項)	
2 (意見)	年金	<p>2)日本年金機構との情報連携開始との関係について</p> <p>日本年金機構では2015年6月に明らかになった不正アクセスによる大量の個人情報漏えいで情報連携が延期され、さらに2018年3月に発覚した違法再委託により情報連携の開始が抑止されています。機構のサイトなどによれば、平成31年4月15日より日本年金機構から地方公共団体等への情報照会の試行運用を開始し、年金給付関係等の事務手続は令和元年7月1日より情報連携による添付書類の省略(「本格運用」)を開始した、地方公共団体等から日本年金機構等への情報照会は令和元年6月17日から試行運用開始となっています。</p> <p>評価書案では、「3. 特定個人情報の入手・使用」や「5. 特定個人情報の提供・移転」で情報提供ネットワークシステムによる入手・提供はなく、紙や電子記録媒体によると記載されています。</p> <p>令和元年7月1日から一部本格運用されているのであれば、特定個人情報保護評価を行わないまま、また評価書の記載に反して杉並区は情報提供ネットワークシステムを利用しているということになります。番号法28条6では、「評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第十九条第七号若しくは第八号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供をこれらの規定により求めてはならない。」とあり、評価書公表前の情報連携は禁じられています。</p> <p>番号法違反の情報連携にならないのか、年金機構の情報連携の開始と杉並区の関係について、明確にしてください。</p>	8月31日	メール	<p><u>意見ではあるが、評価書の記載内容を修正するには及ばないため、区民意見聴取結果公表時に下記の回答の記載を行う。</u></p> <p>国民年金に関する事務においては、情報提供ネットワークシステムを活用して日本年金機構へ情報を提供していません。質問にある、一部本格実施運用されているのは、日本年金機構が自治体から提供を受ける所得情報であり、国民年金に関する事務の特定個人情報保護評価の項目ではありません。</p>	しない	—	
3 (意見)	年金	<p>3)年金機構の情報連携実施の課題について</p> <p>内閣府と総務省は2018年3月22日の年金情報連携の抑止の発表の際、年金関係の情報連携を実施するに当たって対処すべき課題を3点あげています。</p> <p>1 機構の業務管理面の課題 機構の外部委託業者の業務が適切でなかった事案があったことを受け、機構において外部委託事業者に対する監督体制の在り方の見直しを図る必要がある。</p> <p>2 機関間試験において把握された課題 機構等と地方自治体等との間での機関間試験において、一部の事務手続について、適切に情報照会できない不具合が起こることが判明している。</p> <p>3 情報照会機関における事務運用に係る課題について 年金制度は複雑であり、かつ、年金額に関する情報については、情報連携で提供される情報項目が極めて多く、その解釈も難しいことによる地方公共団体等の情報照会機関における事務運用上の懸念がある。</p> <p>特定個人情報保護評価にあたってはこれら課題が解決されているのかの検証・確認が必要だと思いますが、評価書案には記載がありません。</p> <p>年金機構に対しどのように確認したのか、また特に3については情報提供を受ける地方公共団体等で誤った利用をする可能性が示唆されていますが、どのようにその解決がされているのか、明らかにしてください。</p>	8月31日	メール	<p><u>意見ではあるが、評価書の記載内容を修正するには及ばないため、区民意見聴取結果公表時に下記の回答の記載を行う。</u></p> <p>国民年金に関する事務においては、情報提供ネットワークシステムを活用して日本年金機構へ情報を提供していないので、検証・確認は行っていません。</p> <p>① 日本年金機構の監督については、国が日本年金機構への監督を行っていくものと承知しております</p> <p>② 国民年金に関する事務において、日本年金機構が必要としている情報を情報提供ネットワークシステムで照会できなかった場合は、別途照会がされます。</p> <p>③ 情報提供側である日本年金機構の特定個人情報保護評価にて評価される事項と考えております。</p>	しない	—	